

トチツーカーアプリ利用規約

第1条（総則）

本規約は、株式会社北國銀行（以下、「銀行」といいます）が提供するトチツーカーアプリ（以下、「本サービス」といいます）の利用の申込みをした方（以下、「ユーザー」といいます）と銀行との間の、本サービスの利用に関する契約内容を定めることを目的とします。

2. ユーザーは、本規約に記載のすべての事項に同意する必要があります。ユーザーは、本サービスの利用にあたり、予め本規約を精読し、理解した上で同意するものとします。

3. ユーザーが本サービスを利用した場合、ユーザーは本規約を読み、理解し、かつこれに従うことに同意したものとします。

4. 前二項に従って銀行とユーザーとの間に、本サービスの利用契約が成立します（以下、「本サービス利用契約」といいます）

5. トチカサービス及び自治体トチポサービスの利用にあたっては、本規約のほか、別途定める利用規約等が適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。

(1) トチツーカーシステム 銀行が提供するデジタル地域通貨システムをいいます。

(2) トチツーカーアカウント 銀行所定の手続を経て開設される、本サービスにおいてユーザーに割り当てられた固有のアカウントをいいます。

(3) トチカ 銀行が提供するデジタル地域通貨「トチカ」をいいます。なお、1トチカは1円に相当します。

(4) トチカサービス トチカによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。

(5) 自治体トチポ 自治体がトチツーカーシステムを利用して発行するポイントであって、ユーザーのトチツーカーアカウントにおいて保有され、ユーザーが加盟店で対象商品等の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。

(6) 自治体トチポサービス 自治体トチポによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。

(7) 対象商品等 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等。

(8) 加盟店 本サービスを利用しての決済を受け入れる、銀行との間で銀行所定の加盟店契約を締結した者が運営する店舗であって、銀行の承認を得たものをいいます。

(9) 決済手段 対象商品等の代金等につき、本サービスで認められている支払方法の総称。

(10) 決済機関 ユーザーの選択した決済手段を提供する機関の総称。

(11) 取引 ユーザーと加盟店間において対象商品等の売買契約、提供契約等の締結をすること。

(12) 顧客情報 本サービスの利用のため必要となる氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス、その他のユーザーに関する銀行所定の情報（Digital Platformer 株式会社（以下、「DP社」といいます）が運営するID発行・本人確認用アプリ「SHIKI」から受け取る本人確認情報を含みます）。

第3条（利用許諾）

銀行はユーザーに対し、ユーザーによる利用を唯一の目的として、本サービスの非独占的な利用権を許諾します。本サービスには、ユーザーが本サービスを利用するために必要となる銀行所定のコンピュータープログラム（以下、「本プログラム」といいます）、及びこれに関連したユーザーガイド、マニュアル

ル等のドキュメント（電子データの形態のものを含みます。これと本プログラムを合わせて「本ソフトウェア」と総称します）が含まれます。

第4条（サービス利用申込）

ユーザーは、銀行所定の本人確認方法による本人確認を経たうえで、銀行に顧客情報を提供し、本サービスの利用申込をするものとします。ユーザーは、顧客情報が常に最新のものであるように維持するものとします。

2. 本サービスを利用するユーザーは日本に居住している個人とし、ユーザーは本サービスを日本国内でのみ利用するものとします。また、ユーザーが未成年者である場合は、予め自身の法定代理人の同意を得た上で、本サービスを利用するものとします。

3. 銀行は、ユーザーの確認をするために必要な問い合わせをする場合があります。この問い合わせには、例えば、銀行がユーザー本人を確認するために合理的な範囲で役立つ情報の提供をお願いすること、銀行のデータベースに対して、若しくはその他の情報源を通して、ユーザーの顧客情報を確認することなどが含まれます。銀行は、かかる情報を取得し、又は確認することができなかった場合、ユーザーの本サービスのご利用について、アクセスの制限、一時停止又は解除をすることができるものとします。

4. 銀行は、その理由又は通知の有無に関わらず、単独かつ完全な裁量により、ユーザーからの利用申込を承認し、又は拒否することができます。利用申込を拒否した場合、銀行は、ユーザーに対してその理由を開示する義務を負わないものとします。

第5条（取引）

ユーザーは、決済手段によって取引の決済をすることができます。

第6条（サービス料金）

本サービスは、銀行とユーザーにおいて別途合意をした場合を除き、無料とします。

第7条（本サービスの提供停止）

銀行は、法令、本規約及び本規約に付随して制定される特約、ガイドライン及びマニュアル等（以下、「本規約等」といいます）に違反する可能性があるかと判断した場合、その他銀行の単独かつ完全な裁量により、事前にユーザーに通知することなく、本サービスの提供を変更、停止し、あるいは拒否することができるものとします。

2. 銀行は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、事前にユーザーに通知した上で、ユーザーに対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) ユーザーが本規約等に違反した場合。

(2) 銀行が本サービス提供のために使用するコンピュータシステム（本ソフトウェアを含みます。）について以下の①から③のいずれかに該当する場合。

① 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合。

② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合。

③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合。

3. 前項の定めにかかわらず、緊急かつやむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとします。

第8条（禁止事項）

ユーザーは本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 本プログラムのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイル。
- (2) 本プログラムに関するベンチマークテストの結果の開示。
- (3) 第三者に対する本ソフトウェアの再使用権許諾、頒布又は貸与。
- (4) 本プログラムの改変。
- (5) 特定商取引法、消費者契約法、個人情報保護法等の法令又は公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為。
- (6) 著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシーその他銀行又は第三者の権利又は法的利益を侵害し又は侵害するおそれのある行為。
- (7) 犯罪（犯罪の教唆又は幫助を含みます）に該当し又は該当するおそれのある行為。
- (8) 換金を目的とした決済等、決済機関が定める規約等で禁止している事項を目的とした本サービスの利用。

第9条（顧客情報等の管理）

銀行は、顧客情報及び本サービスを用いた決済情報を DP 社のサーバーに相当程度暗号化された形式で保存し、且つ処理します。銀行及び DP 社は、厳重で、電子的、物理的、手続的な安全対策を維持することにより、ユーザーの顧客情報を保護します。銀行及び DP 社は、顧客情報を取り扱わせる自己の役員、従業員又は派遣労働者を必要最小限の者に限定します。

第10条（知的財産権）

本サービスにかかる業務において得られた発明、考案、意匠、著作物その他成果物に関する特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利その他登録を受ける権利及び特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権は、すべて銀行または DP 社に帰属します。

第11条（解除）

ユーザーは、いつでも本サービス利用契約を解除することができます。この場合、ユーザーは直ちに本ソフトウェアを削除し、本サービスの利用を終了するものとします。

2. 銀行は、ユーザーが自身の責めに帰すべき事由に基づいて本規約等に違反した場合において、当該違反の解消を催告したにもかかわらず、相当期間内に当該違反が解消されない場合には、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。ただし、当該違反状態の解消が不可能であることが明らかな場合には、何らの催告を要することなく直ちに解除することができるものとします。

3. 銀行は、ユーザーに以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要することなく直ちに、本サービス利用契約の全部を解除することができるものとします。

- (1) 破産、民事再生等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合。
- (2) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課の強制処分を受けた場合。
- (3) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合。
- (4) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は解散決議等によって清算手続に入

った場合。

(5) 前四号の他、信用状態が極度に悪化し又は本サービス利用契約の円滑且つ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合。

4. 前三項の外、銀行は、何らの理由又は責任もなしに、本サービス利用契約を解除し、あるいは、本サービスを将来に向けて終了させることができるものとします。

5. 前四項のいずれに基づく解除も過去には遡及せず、将来に向かってのみ本サービス利用契約を失効させるものとします。なお、前四項に基づく解除の場合、銀行のユーザーに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

6. 前各項に基づき本サービス利用契約が解除された場合でも、かかる解除時点で既に生じている本サービスに関する権利義務には何ら影響を与えないものとします。

第12条（免責）

銀行は、本サービスの利用に関し、ユーザーに対して、銀行に故意又は過失がある場合を除いて、責任を負わないものとします。

2. ユーザーの責めに帰すべき事由により、本サービスの利用に関連して第三者から銀行に対し裁判上又は裁判外の請求がなされたことによって銀行が何らかの損失、損害等を被った場合、銀行に故意又は過失がある場合を除いて、ユーザーはこれを補償し、**銀行に**負担を負わせないものとします。

3. 銀行は、第4条第4項に基づく検討の結果、ユーザーからの本サービスの利用申込を認めないこととしたこと又は第7条による本サービスの提供停止等若しくは第11条による解除によりユーザーに生じた損害について、銀行に故意又は過失がある場合を除いて、責任を負わないものとします。

4. 銀行は、ユーザーの決済手段が健全な状態にあること、又は取引の際、決済機関が決済手段の実行を許可することを保証しないものとします。

5. 銀行は、本プログラムがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーのすべてが補正されることを保証しないものとします。

6. 銀行は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、労働争議その他銀行の責めに帰すべからざる事由に基づく本サービスの不提供その他本サービス利用契約の不履行に関して責任を負わないものとします。

7. 銀行が本規約等に基づきユーザーに対して責任を負う場合においても、銀行の責任の範囲は、銀行に故意又は重過失がある場合を除いて、銀行の責めに帰すべき事由により現実に生じた直接かつ通常の範囲の損害に限られるものとします。

第13条（通知等）

銀行は、本サービスに関連するユーザーへの通知、連絡等（以下、「通知等」と総称します）を、本サービスに登録された電子メールアドレス宛での電子メールの送信、本サービスメニュー画面への掲載、又は書面の郵送その他銀行がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとします。

2. ユーザーは、本サービスに登録されているユーザーのメールアドレスその他の登録情報に変更があった場合には、直ちに銀行所定の方法により変更手続を行うものとします。本サービスに登録されているユーザーのメールアドレスその他の登録情報が不正確あるいは未更新である、サービスプロバイダーにより阻止されている、又はその他の理由で、ユーザーが銀行からの電子メールを受信することができなかった場合においても、銀行は、本サービスに登録されているユーザーのメールアドレスに送信した時点をもって、ユーザーに通知等をしたものとします。

3. 通知等が本サービス上のメニュー画面への掲載その他ウェブサイト上に掲載する方法によりなされ

た場合、当該通知等を掲載した時点で、銀行からユーザーに提供したものとします。

4. 通知等が書面の郵送その他の方法により本サービスに登録されたユーザーの連絡先に宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したものとします。

第14条（本規約の変更）

銀行は、その単独かつ完全な裁量により、ユーザーに通知することにより、いつでも本規約を変更することができます。変更は、通知等がなされた時点で有効となり、ユーザーが銀行から変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合、ユーザーは当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の本規約が適用されるものとします。ただし、当該通知等に別段の定めがある場合は、当該定めによるものとします。

第15条（権利義務の譲渡禁止等）

ユーザーは、事前に銀行から書面による同意を得た場合を除き、本サービス利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

ユーザーは、銀行に対して、本サービス利用契約締結日において、自らが以下の各号のいずれにも該当しないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

(1) 暴力団。

(2) 暴力団構成員（準構成員を含む。以下、同様とする）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。

(3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員。

(4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人の構成員。

(5) 前各号に準じるもの。

2. ユーザーは、銀行に対して、本サービス利用契約締結日において、以下の各号のいずれにも該当していないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

(1) 暴力団等（第1項各号に該当する者を指します。以下同様です）が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役職員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3. ユーザーは、自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

(1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること。

(2) 風説の流布、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること。

(3) 法的責任を超えた不当な要求をすること。

(4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

(5) 前各号に準ずる行為を行うこと。

4. 銀行は、本サービス利用契約締結日以降に (a) 第1項各号及び第2項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また (b) 前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

5. 本条による解除は、銀行のユーザーに対する損害賠償請求を何ら妨げるものではないものとします。

6. 本条による解除によってユーザーに損害が発生した場合でも、銀行は責任を負いません。

第17条（その他の規定）

銀行が本規約上の権利を行使しなかった場合でも、かかる権利を放棄するものではありません。

2. 銀行が日本語以外の言語に翻訳した本規約をユーザーに提供した場合で、日本語版と翻訳版との間に矛盾があるときは、日本語版が優先するものとします。

3. 本規約は、法律に基づいて銀行が有することができる権利を制限しないものとします。

4. 本規約は、ユーザーと銀行との間で完全な合意を規定したものであり、且つユーザーとの間で従来存在するすべての書面又は口頭による取り決め、合意、又は言明した事項に優先するものとします。

5. 本規約の一部の規定が適用のある法律に基づいて無効であり、又は法的強制力がない場合、その規定以外の条項が有効に存続し、効力且つ法的強制力を有するように改正を行うものとし、法律が許容する限り、最大限に当事者の意思を反映させるものとします。

6. 本サービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合においても、第8条、第9条、第10条、第11条第5項及び第6項、第12条、第13条第2項及び第4項（当該終了の日までに発信された通知等に関してのみ）、第15条、第16条第5項及び第6項、第19条及び第20条は、無期限になお効力を有するものとします。

第18条（協議事項）

本規約等に定めのない事項及び本規約等の解釈の疑義については、ユーザー及び銀行は、信義に従い誠実をもって協議することによって解決を図るよう努めるものとします。

第19条（準拠法）

本サービス利用契約及びこれに関連してユーザーと銀行との間で形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本国法とします。

第20条（裁判管轄の合意）

ユーザーと銀行との間で訴訟の必要が生じた場合は、銀行の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、法定の専属管轄に服すべき場合はこの限りではありません。

制定日：2023年10月2日